

平成27年度 第1回 庄原市総合教育会議次第

と き 平成27年5月18日（月）16:00～

ところ 庄原市役所本庁5階第2委員会室

1 開会

2 説明事項

庄原市総合教育会議運営要領について

3 協議事項

大綱の策定について

4 その他

5 閉会

庄原市総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	木山 耕三
教 育 長	牧原 明人
教育委員 (教育長職務代理者)	末信 丈夫
教育委員	谷 壯一郎
教育委員	寺西 玉実
教育委員	中山 智恵子

総合教育会議の開催及び大綱の策定について

1. 趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行され、教育総合会議（以下「会議」という。）の開催及び教育等の総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定が義務化された。そのため、当該法律改正への対応を図る。

2. 根拠規定

(1) 会議(改正法第1条の4)

地方公共団体の長は、会議を設けるものとする。(義務規定)

(2) 大綱の策定(改正法第1条の3)

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、教育の振興に関する施策の大綱を定めるものとする。(義務規定)

■教育基本法（抜粋）

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3. 総合教育会議の開催

会議の開催（別紙「庄原市総合教育会議運営要領」参照）

(1) 構成等

市長、教育長及び教育委員で構成し、市長が招集する。

(2) 会議における協議・調整事項

①大綱の策定

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

4. 大綱の策定

(1) 教育関係の計画の現状

教育基本法に規定する教育振興基本計画の策定は「努力義務」であることから、本市においては、同法を根拠とする計画は策定しておらず、庄原市長期総合計画の第5章（教育・文化）を、市の教育方針等に位置づけている。

■教育基本法（抜粋）

(教育振興基本計画)

第17条

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 庄原市教育振興基本計画の策定

教育委員会では、平成27年度において、新たに庄原市教育振興基本計画の策定を予定されている。

(3) 大綱の取り扱い（案）

大綱は、庄原市教育大綱等の名称を付し個別に策定することが原則であるが、文部科学省の通知では、「教育振興基本計画を定める場合において、会議での協議・判断により、当該計画の目標や基本方針などを大綱に位置づけることも可能」と示されているため、本市においては、新たに策定する庄原市教育振興基本計画の基本事項部分が大綱に位置づける方向で協議・調整を行いたい。

■平成26年7月17日付文部科学省通知

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を課改正する法律について（抜粋）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

(4) 大綱の対象期間

大綱の対象期間については、特段の定めがないことから、教育振興基本計画の対象期間（平成28年～32年）とする。

庄原市訓令第8号

庄原市総合教育会議運営要領を次のように定める。

平成27年4月30日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により設ける庄原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 会議は、市長、教育長及び半数以上の教育委員の出席をもって開くものとする。
- 3 会議は、市長が進行する。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、市長が個人の秘密を保つため必要と認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、非公開とする。

2 前項の規定により会議を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、会議の途中において生じた事態により緊急に会議を非公開とする場合は、この限りでない。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
 - (3) 議事及び議事に係る出席者の発言
 - (4) その他市長が必要と認めた事項
- 2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律と庄原市総合教育会議運営要領案の比較表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庄原市総合教育会議運営要領
<p>第1条～第1条の2 略</p> <p>(大綱の策定等)</p> <p>第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>(総合教育会議)</p> <p>第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <p>(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策</p> <p>(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置</p> <p>2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 地方公共団体の長</p> <p>(2) 教育委員会</p> <p>3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。</p> <p>4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。</p> <p>5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により設ける庄原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 会議は、必要に応じて市長が招集する。</p> <p>2 会議は、市長、教育長及び教育委員の半数以上の出席をもって開くものとする。</p> <p>3 会議は、市長が進行する。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庄原市総合教育会議運営要領
<p>6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。</p> <p>第2条以下 略</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 会議は、公開とする。ただし、市長が個人の秘密を保つため必要と認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、非公開とする。</p> <p>2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を非公開とする場合は、この限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名</p> <p>(3) 議事及び議事に係る出席者の発言</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた事項</p> <p>2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 会議の庶務は、企画課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>以下 略</p>

■庄原市内の小・中学校再編の状況

【小学校】

地域	合併時(H17)		統廃合 年月	現状(H27)			
	校名	児童数		校名	児童数		
庄原	庄原	421	H20.4.1	庄原	353		
	田川	22					
	永末	38	H20.4.1	永末	43		
	高	57					
	高南	20	H20.4.1	高	50		
	峰田	29					
	本	26	H20.4.1	峰田	48		
	板橋	88					
	上谷	6	H20.4.1	板橋	171		
	実留	21					
	東	155	H20.4.1	東	128		
	山内	57					
	水後	18	H20.4.1	山内	59		
	川北	33					
西城	西城	114	H19.4.1	西城	109		
	小鳥原	16					
	美古登	40		美古登		60	
東城	小奴可	26	H22.4.1	小奴可	34		
	内堀	31					
	八幡	43	H22.4.1	八幡	26		
	栗田	26					
	東城	289	H22.4.1	東城	257		
	帝釈	17					
口和	口南	77	H22.4.1	口南	52		
	口北	45		口北		39	
高野	高野	124	H20.4.1	高野	88		
比和	比和	43					
	森脇	18		H20.4.1		比和	55
	古頃	7					
三河内	16	H20.4.1					
総領	総領	86	⇒	総領	61		
合計	31校	2,009		19校		1,673	

【中学校】

地域	合併時(H17)		統廃合 年月	現状(H27)	
	校名	生徒数		校名	生徒数
庄原	庄原	576	H21.4.1	庄原	409
西城	西城	106		西城	78
東城	東城	212	H21.4.1	東城	203
	小奴可	40			
口和	口和	55	H21.4.1	口和	54
高野	高野	67		高野	46
比和	比和	49	H21.4.1	比和	23
総領	総領	49		総領	49
合計	8校	1,154	⇒	7校	862

※平成22年3月末日をもって、合併時に計画されていた学校適正配置計画は全て完了し、現状において新たな学校再編計画はない。

■庄原市立小・中学校の児童生徒数の推移(平成27年5月1日現在)

H27.5.18 資料 2
教育委員会

【小学校】

地域	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	児童数 の増減	今後の見込			
									28年度	29年度	30年度	31年度
庄原	庄原	366	372	373	374	349	353	▲13人 ▲3.6%	321	302	284	281
	永末	51	53	48	50	50	43	▲8人 ▲15.7%	41	38	37	36
	高	58	54	49	47	49	50	▲8人 ▲13.8%	47	47	47	44
	峰田	33	35	42	45	43	48	15人 45.5%	50	50	44	42
	板橋	115	127	137	149	164	171	56人 48.7%	181	182	182	176
	東	161	161	152	145	142	128	▲33人 ▲20.5%	134	134	128	128
	山内	59	54	57	60	59	59	0人 0.0%	51	50	48	45
	川北	17	21	18	17	19	19	2人 11.8%	24	25	27	23
西城	西城	110	109	118	116	118	109	▲1人 ▲0.9%	112	113	106	102
	美古登	52	56	61	54	71	60	8人 15.4%	74	72	67	72
東城	小奴可	54	48	40	42	43	34	▲20人 ▲37.0%	42	45	45	41
	八幡	34	30	33	31	29	26	▲8人 ▲23.5%	24	26	23	25
	栗田	25	23	19	23	21	21	▲4人 ▲16.0%	21	18	20	15
	東城	302	285	290	263	263	257	▲45人 ▲14.9%	248	237	232	233
口和	口南	76	68	61	58	58	52	▲24人 ▲31.6%	54	52	53	50
	口北	35	32	34	34	35	39	4人 11.4%	28	27	27	25
高野	高野	93	93	92	93	88	88	▲5人 ▲5.4%	92	91	86	85
比和	比和	54	61	55	55	49	55	1人 1.9%	43	41	36	31
総領	総領	96	88	89	78	72	61	▲35人 ▲36.5%	52	47	43	42
計		1,791	1,770	1,768	1,734	1,722	1,673	▲118人 ▲6.6%	1,639	1,597	1,535	1,496

【中学校】

地域	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	生徒数 の増減	今後の見込			
									28年度	29年度	30年度	31年度
庄原	庄原	484	461	460	418	442	409	▲75人 ▲15.5%	426	401	421	418
西城	西城	89	83	81	74	67	78	▲11人 ▲12.4%	74	84	86	86
東城	東城	194	190	187	209	199	203	9人 4.6%	186	173	165	156
口和	口和	55	58	61	63	51	54	▲1人 ▲1.8%	48	46	37	38
高野	高野	66	63	58	48	51	46	▲20人 ▲30.3%	47	42	50	52
比和	比和	39	30	34	32	34	23	▲16人 ▲41.0%	24	24	27	24
総領	総領	40	40	36	43	43	49	9人 22.5%	42	38	31	25
計		967	925	917	887	887	862	▲105人 ▲10.9%	847	808	817	799

- ※ 学校基本数調査(各年度5月1日現在)より
- ※ 児童数の太字は、複式学級あり
- ※ 児童数増減は22年度と27年度の比較による

■庄原市内小・中学校いじめ・不登校の状況

1. いじめ件数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	1件	4件	3件	1件	3件	3件	6件	12件	17件	15件
中学校	4件	4件	14件	4件	2件	6件	3件	8件	17件	10件
合計	5件	8件	17件	5件	5件	9件	9件	20件	34件	25件

2. 不登校児童生徒の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	3人	3人	7人	7人	8人	3人	2人	3人	4人	3人
中学校	45人	32人	26人	19人	24人	32人	33人	33人	26人	27人
合計	48人	35人	33人	26人	32人	35人	35人	36人	30人	30人

3. 不登校児童生徒の割合（小学校）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
庄原市	0.15%	0.15%	0.37%	0.37%	0.43%	0.17%	0.11%	0.17%	0.23%	-
広島県	0.44%	0.45%	0.44%	0.37%	0.38%	0.39%	0.42%	0.40%	0.42%	-
全国	0.32%	0.33%	0.34%	0.32%	0.32%	0.32%	0.33%	0.31%	0.36%	-

4. 不登校児童生徒の割合（中学校）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
庄原市	3.88%	2.98%	2.44%	1.84%	2.31%	3.31%	3.57%	3.60%	2.93%	-
広島県	2.98%	3.01%	3.01%	3.03%	2.89%	2.98%	2.88%	2.52%	2.46%	-
全国	2.75%	2.86%	2.91%	2.89%	2.77%	2.73%	2.64%	2.56%	2.69%	-

5. 不登校児童生徒の割合（小・中学校合計）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
庄原市	1.51%	1.13%	1.11%	0.90%	1.11%	1.27%	1.30%	1.34%	1.14%	-
広島県	1.29%	1.31%	1.31%	1.27%	1.23%	1.20%	1.20%	1.08%	1.12%	-
全国	1.13%	1.18%	1.20%	1.18%	1.15%	1.13%	1.12%	1.09%	1.17%	-

※全国は私立・国立の小・中学校を含む（広島県は公立学校のみ）

■庄原市で発達障害が疑われる児童生徒の状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	平成20年度以前は未調査				6人	24人	109人	139人	143人	156人
中学校					-	-	20人	49人	35人	34人
合計					6人	24人	129人	188人	178人	190人

※一部、知的障害児を含む